

第**11**期

定時株主総会 招集ご通知

日時 **2020年3月27日(金)**
午後1時 (受付開始：午後0時15分)

場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンターRoomH・I

目次	第11期定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	5
	添付資料	
	事業報告	8
	連結計算書類	34
	計算書類	37
	監査報告書	40

証券コード4480
2020年3月12日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
株 式 会 社 メ ド レ ー
代表取締役社長 瀧 口 浩 平

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2020年3月26日（木曜日）午後6時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午後1時（受付開始 午後0時15分）
 2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomH・I
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役の報酬額改定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ではありますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.medley.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.medley.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。
 - ◎新型コロナウイルス感染症等が流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



■ 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2020年3月27日（金曜日）午後1時

株主総会にご出席いただけない場合



■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。
書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2020年3月26日（木曜日）午後6時必着



■ インターネット等による議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、後記株主総会参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2020年3月26日（木曜日）午後6時まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

●招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができます。ご希望の株主様はパソコン又はスマートフォンより議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)でお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォンで議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは
1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコード
を用いずに議決権を行使する場合は、
「ログインID・仮パスワードを入力
する方法」(右記)をご確認ください。

●ご注意事項

インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。

書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

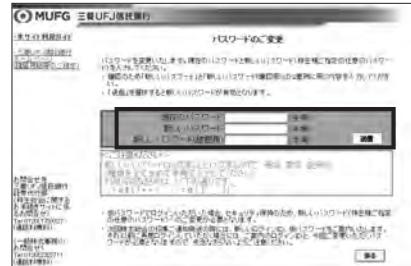
議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3. 新しいパスワードを入力し、「送信」をクリックしてください。



4. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

監査役による監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査役の員数の上限を3名から4名に変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 第31条 (監査役の員数) 当社の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。	第5章 監査役及び監査役会 第31条 (監査役の員数) 当社の監査役は、 <u>4</u> 名以内とする。

第2号議案 監査役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役の員数の上限が4名となります。つきましては、監査役による監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、1名を増員いたしたく、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名となり、うち社外監査役は3名となります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数 (株)
ほしの まこと 星野 誠 (1956年2月23日)	1979年 1月 アーサーヤング会計事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1982年 3月 公認会計士登録 1994年 5月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) パートナー 就任 2001年 5月 同 シニアパートナー 就任 2004年12月 アーンストアンドヤング・トランザクション・ア ドバイザリー・サービス株式会社 (現 EYトランザクション・アドバイザリー・サ ービス株式会社) 代表取締役 就任 2018年 6月 EY新日本有限責任監査法人 退任 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	—
【社外監査役候補者とした理由】 星野誠氏は、長年にわたる公認会計士としての経験から、財務及び会計に関する高い専門性と豊富な知見を有しており、それを活かして当社の経営を監査することにより、当社の監査機能を強化できると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 1. 監査役候補者星野誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 監査役候補者星野誠氏は、社外監査役候補者であります。

3. 監査役候補者星野誠氏の選任が承認可決された場合は、会社法第427条第1項に基づき、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

4. 監査役候補者星野誠氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

5. 監査役候補者星野誠氏は、現 EY新日本有限責任監査法人の業務執行に携わっておりましたが、2018年6月に退任して以降、同監査法人の業務執行に携わっていません。なお、同監査法人と当社の間には当社を委託者、同監査法人を受託者とする業務委託契約などの取引がありますが、直近の事業年度における同監査法人の売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。

第3号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2016年3月31日開催の第7期定時株主総会において、年額20百万円以内とご承認いただいておりますが、当社の株式上場に伴う監査役の責務の増大や、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を年額40百万円以内と改定させていただきます。

なお、現在の監査役は3名ですが、第2号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名となり、うち社外監査役は3名となります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、医療や介護の提供体制を担う人材の不足や財源問題が引き続き継続し、有効求人倍率は全産業の平均と比較して数倍高い水準で推移いたしました。また、2019年6月には、「成長戦略フォローアップ」が政府により閣議決定され、オンライン診療の有効性・安全性に関するデータ・事例の収集を踏まえ、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直し、これを推進していく旨が言及されました。

このような事業環境のもと、当連結会計年度において、人材プラットフォーム事業の売上高が堅調に推移したため、全体の売上高が増加いたしました。売上高が伸長する一方で、事業規模拡大に向けて人材プラットフォーム事業におけるシステムの機能開発や人員増強等の継続成長投資のみならず、医療プラットフォーム事業におけるプロダクトラインナップの強化に向けた人員増強等の先行投資を積極的に実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,765,312千円、EBITDAは249,562千円、営業利益は153,159千円、経常利益は178,347千円となりました。

また、当連結会計年度第1四半期に株式会社NaClメディカルの全株式を取得し連結子会社(完全子会社)としておりますが、同社の将来キャッシュ・フロー計画の新規事業性が高いことから、将来キャッシュ・フローに不確実性があると判断し、同期間中に同社に係るのれんの減損損失494,489千円を計上しております。その結果として、親会社株主に帰属する当期純損失は381,226千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

また、人材プラットフォーム事業においては、当社グループのサービスを利用して入職した求職者が求人事業所に入職した日付を基準として売上高を計上しているため、一般的に年度の始まりとされている4月に入職が増え、同月に売上高が偏重する傾向があります。そのため、当社グループの業績は、第2四半期連結会計期間に売上高が偏重する傾向があります。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

なお、セグメント間取引消去額及びセグメントに配賦されていない全社共通費用の総額は1,010,849千円です。

① 人材プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、顧客事業所数が前年度末比22.9%増となり182,000件を超え、掲載求人数は前年度末比24.7%増となり202,000件を超えました。また、利便性向上のためにサービスサイトの機能改善を継続的に実施しております。

以上の結果、人材プラットフォーム事業のセグメント売上高は4,111,533千円、全社共通費用配賦前のセグメント利益（営業利益）は1,768,472千円となりました。

② 医療プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、2016年に提供を開始したオンライン診療システム「CLINICSオンライン診療」に加え、クラウド型電子カルテ「CLINICSカルテ」の機能拡張及び販売を開始した結果、クラウド診療支援システムCLINICSの利用医療機関数は前年度に引き続き増加し、前年度末比22.1%増の1,180件を突破しました。加えて、2019年3月には医事会計ソフトウェア「ORCA」の受託開発を担う株式会社NaClメディカルの全株式を取得し、連結子会社（完全子会社）化しました。また、医療情報提供サービス「MEDLEY」においては、継続的なコンテンツの更新及び拡充を実施しました。

他方で新規利用医療機関の獲得のための成長投資や、クラウド診療支援システムCLINICSのさらなる機能拡充に向けた人員増強などの成長投資を積極的に行ったこと等により、営業損失が発生しました。

以上の結果、医療プラットフォーム事業のセグメント売上高は536,814千円、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は515,748千円となりました。

③ 新規開発サービス

当連結会計年度においては、介護施設検索サイト「介護のほんね」は、継続的なコンテンツ拡充及び紹介可能施設数の拡充のための積極的な営業活動を実施しました。

その過程において、「介護のほんね」の成長投資として積極的な人材の採用を実施しました。

以上の結果、セグメント売上高は116,964千円、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は88,715千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は170,676千円であります。その主なものは、当社グループの事業運営を行うためのソフトウェアの開発153,241千円であります。

なお、当連結会計年度におきまして重要な設備の除却、売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は2019年12月12日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。当社は、上場に当たり、新株式の発行及び自己株式の処分を行い、総額3,042,325千円の資金調達を行いました。

また、運転資金拡充のため金融機関より長期借入金100,000千円、短期借入金500,000千円の調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションを掲げ、医療ヘルスケア領域において社会の実需に対応した事業を展開しております。インターネット等の技術を活用して医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションを推進し、患者と医療従事者の双方にとって納得できる医療を実現することを目指しております。

また、当社グループは、顧客への提供価値である当社グループの売上高の最大化が長期フリーキャッシュ・フローの最大化、ひいては企業価値向上につながると考え、売上高を重要な経営指標と位置付けて各経営課題に取り組んでおります。具体的には、売上高を「顧客事業所数」×「ARPU（注）」と捉え、高い売上高成長率の継続に向けて顧客ストック型の事業を中心とした事業展開を行うとともに、「顧客数の最大化」と、「ARPUの継続改善のためのプロダクトラインナップ強化」に取り組んでまいります。これらを達成するために、継続的な顧客獲得に加え、当社グループの顧客によるサービス利用率の向上や、サービスの機能拡張のために必要な成長投資を可能な限り行っていくことを経営戦略としております。

(注) ARPU (Average Revenue Per User) とは、当社グループの顧客事業所当たりの売上額を指します。

上記を踏まえ、当社グループが対処すべき課題として、以下のような課題を認識し、これに対処してまいります。

① 高い売上高成長率の継続のための規律ある成長投資の実行

当社グループでは、既に収益化している既存事業の成長率を維持・向上するための投資のみならず、既存事業以外の新規事業開発に積極的に取り組んでいくことが重要と考え、事業毎に黒字化のタイミングを設定しつつ、全社での黒字を確保できる範囲内で積極的な成長投資を実行してまいります。

これまで、人材プラットフォーム事業で得られた資金を成長投資として医療プラットフォーム事業の立ち上げに向けた再投資に当て、オンライン診療システム「CLINICSオンライン診療」及びクラウド型電子カルテ「CLINICSカルテ」を新たに開発・提供しております。医療プラットフォーム事業においては、今後も費用対効果及び投資回収期間を重視しつつ、同セグメントにおける顧客基盤の拡充及びプロダクトラインナップの強化等の施策を実行し、規律ある成長投資を継続していきます。

今後についても、当社グループの既存事業とのシナジーを活かす形で、医療ヘルスケア領域を中心として事業領域を拡大し、テクノロジーを活用して課題を解決するサービスを開発・提供してまいります。

② 事業連携及びM&Aの取り組み

当社グループは、医療ヘルスケア領域における顧客獲得及びプロダクトラインナップの強化による売上高の成長を継続するため、事業連携やM&A等を積極的に実施して事業拡大を加速することが重要であると認識しております。当社グループではこれを加速させる取り組みの一つとして、医療ヘルスケア領域における技術のオープン化及び情報活用の推進するための「MEDLEY DRIVE」プロジェクトを推進しておりますが、これ以外にも当社の顧客基盤を活用できる等のシナジーを重視した戦略的な事業連携及びM&Aを積極的に実施することで、全社としての収益力強化に取り組んでまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等により継続的に成長していくため、医師・エンジニアをはじめとする多様なバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると認識しております。当社グループの経営理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が高いモチベーションを持って働ける就業環境や人事制度の整備を行うことで、組織力の強化を目指してまいります。

④ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることのできる事業基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制のさらなる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。特に、事業連携及びM&A等を実施しながら

ら事業拡大を行っていくことを前提に、子会社管理体制を強化し、連結グループとしての財務報告の信頼性確保並びにコンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑤ システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、利用者の増加、取扱データ容量拡大に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のための人員確保及び継続的なシステム強化に取り組んでまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社グループは、ユーザーの個人情報を中心とした情報資産を多く保有しており、その情報管理を強化していくことが重要と考えております。個人情報やインサイダー情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的かつ継続的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備、及び各種セキュリティ認証の取得等により、情報管理体制の強化徹底を図ってまいります。

⑦ リスク管理体制の強化

当社グループは、多数の顧客やユーザーに向けたサービス提供を行っていることから、顧客やユーザーからのクレームや、その他の事業推進に関連したリスクを管理する体制を強化することが重要であると認識しております。このため、当社グループではリスク管理を統括する内部組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会は、当社グループの経営及び事業運営にリスク管理の視点を定着させることをミッションとし、取締役会においてその活動報告を行うこととなっている等、より実効的なリスクマネジメント体制を構築することを基本方針としています。また、2018年1月より内部監査部を専任の部門として新設しており、当社グループでは今後ともリスク管理を含めた内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑧ 知名度の向上

当社グループは、運営するサービスの飛躍的な成長にとって、医療ヘルスケア領域の事業所のみならず、エンドユーザー(求職者や患者等)からの健全な知名度の向上を図ることが必要であると考えております。また、当社グループの知名度の向上は、他企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。そうした考えから、当社グループでは、各サービスの知名度の向上を目指した広告宣伝活動に加え、全社的な広報活動を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第 8 期	2017年度 第 9 期	2018年度 第 10 期	2019年度 (当連結会計年度) 第11期
売 上 高	— 千円	— 千円	— 千円	4,765,312 千円
経 常 利 益	— 千円	— 千円	— 千円	178,347 千円
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	— 千円	— 千円	— 千円	△381,226 千円
1株当たり当期純損失(△)	— 円	— 円	— 円	△14.87 円
総 資 産	— 千円	— 千円	— 千円	5,400,488 千円
純 資 産	— 千円	— 千円	— 千円	3,359,789 千円
1株当たり純資産額	— 円	— 円	— 円	118.88 円

(注) 当社グループでは、第11期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度 第 8 期	2017年度 第 9 期	2018年度 第 10 期	2019年度 (当期) 第11期
売 上 高	729,408 千円	1,712,491 千円	2,933,043 千円	4,685,023 千円
経常利益又は経常損失(△)	△429,041 千円	38,012 千円	△87,829 千円	186,900 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△449,080 千円	35,651 千円	△153,562 千円	△381,226 千円
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△)	△19.41 円	1.41 円	△5.88 円	△14.87 円
総 資 産	355,107 千円	1,762,965 千円	2,310,889 千円	5,382,634 千円
純 資 産	52,327 千円	1,230,099 千円	1,090,468 千円	3,359,789 千円
1株当たり純資産額	△18.94 円	47.14 円	41.26 円	118.88 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2017年9月4日開催の取締役会決議及び2017年9月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2017年9月28日付で、定款を変更し、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を廃止するとともに、普通株式の発行済株式総数が20,696,000株増加しております。

3. 当社は、2017年9月4日開催の取締役会決議及び2017年9月13日開催の臨時株主総会決議に基づき、2017年9月28日付で、当社普通株式2.5株につき1株の割合で株式の併合を行っております。これにより発行済株式総数は26,094,400株となりました。第8期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社NaClメディカル	500千円	100%	医療プラットフォーム事業

(注) 2019年3月27日に株式会社NaClメディカルの全株式を取得したことに伴い、同社を連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
人材プラットフォーム事業	人材採用システム「ジョブメドレー」を運営
医療プラットフォーム事業	クラウド診療支援システム「CLINICS」を運営 医療情報提供サービス「MEDLEY」を運営 日本医師会標準レセプトソフト「ORCA」の受託開発
新規開発サービス	介護施設検索サイト「介護のほんね」を運営

(8) 主要な事業所（2019年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都港区六本木三丁目2番1号

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
379 (29) 名	—

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しており、前連結会計年度はありませんので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
365 (28) 名	119名増 (9名減)	31歳	1.7年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が最近1年間において119名増加しておりますのは、当社の事業規模の拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	656,661千円
株式会社日本政策金融公庫	100,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	77,790千円
株式会社横浜銀行	66,400千円
株式会社三井住友銀行	62,500千円

- (注) 当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行3行との間にコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は500,000千円となります。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 28,145,100株

(注) 1.2019年12月4日付の公募増資により、発行済株式の総数は、1,530,000株増加しております。

2.新株予約権の権利行使に伴う新株の発行により、520,700株増加しております。

(3) 株主数 14,981名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
瀧口 浩平	5,336,000 株	18.95 %
豊田 剛一郎	3,359,800	11.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,285,600	4.56
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,248,800	4.43
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	1,000,000	3.55
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	990,100	3.51
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	627,200	2.22
白崎 杏輔	570,000	2.02
株式会社ワングローブキャピタル	441,000	1.56
JP MORGAN CHASE BANK 380634	429,700	1.52

(注) 1. 当社は、自己株式は所有していません。

2. 2019年12月19日付でポーラー・キャピタル・エル・エル・ピーから提出された大量保有報告書において、2019年12月11日現在で同社が1,450千株（持株比率合計5.25%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

回号	第2回新株予約権		第3回新株予約権		
発行決議日	2015年6月11日		2016年1月13日		
新株予約権の数	1,950,000個		264,500個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数	普通株式 780,000株 (新株予約権1個につき 0.4株)		普通株式 105,800株 (新株予約権1個につき 0.4株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない		新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個当たり 50円 (1株当たり 125円)		新株予約権1個当たり 70円 (1株当たり 175円)		
新株予約権の行使期間	自 2017年6月12日 至 2025年4月8日		自 2018年1月14日 至 2025年4月8日		
新株予約権の主な行使条件	(注) 2		(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,275,000個 510,000株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	214,500個 85,800株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

回号		第6回新株予約権	第8回新株予約権		
発行決議日		2016年5月18日	2016年8月17日		
新株予約権の数		200,000個	348,750個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数		普通株式 80,000株 (新株予約権1個につき 0.4株)	普通株式 139,500株 (新株予約権1個につき 0.4株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個当たり 70円 (1株当たり 175円)	新株予約権1個当たり 70円 (1株当たり 175円)		
新株予約権の行使期間		自 2018年5月19日 至 2026年3月30日	自 2018年8月18日 至 2026年3月30日		
新株予約権の主な行使条件		(注) 2	(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	200,000個 80,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	348,750個 139,500株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

回号	第9回新株予約権		第10回新株予約権		
発行決議日	2017年4月25日		2017年9月28日		
新株予約権の数	2,062,000個		314,500個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数	普通株式 824,800株 (新株予約権1個につき 0.4株)		普通株式 125,800株 (新株予約権1個につき 0.4株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない		新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個当たり 180円 (1株当たり 450円)		新株予約権1個当たり 180円 (1株当たり 450円)		
新株予約権の行使期間	自 2019年4月26日 至 2027年4月25日		自 2019年9月29日 至 2027年4月25日		
新株予約権の主な行使条件	(注) 2		(注) 2		
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,110,250個 444,100株 3名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	97,250個 38,900株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

回号		第11回新株予約権		第12回新株予約権	
発行決議日		2018年3月2日		2018年7月19日	
新株予約権の数		96,600個		189,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数		普通株式 96,600株 (新株予約権1個につき 1株)		普通株式 189,500株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり、20円とする		新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個当たり 475円 (1株当たり 475円)		新株予約権1個当たり 475円 (1株当たり 475円)	
新株予約権の行使期間		自 2019年3月3日 至 2028年3月2日		自 2020年7月20日 至 2028年3月29日	
新株予約権の主な行使条件		(注) 3		(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	96,600個 96,600株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	38,000個 38,000株 1名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30,000個 30,000株 3名

回号		第13回新株予約権		第14回新株予約権	
発行決議日		2018年7月31日		2019年2月20日	
新株予約権の数		600,000個		96,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数		普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき 1株)		普通株式 96,000株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり、20円とする		新株予約権と引き換えに払い込みは 要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格		新株予約権1個当たり 475円 (1株当たり 475円)		新株予約権1個当たり 475円 (1株当たり 475円)	
新株予約権の行使期間		自 2019年8月1日 至 2028年7月31日		自 2021年2月21日 至 2028年3月29日	
新株予約権の主な行使条件		(注) 4		(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	600,000個 600,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	31,500個 31,500株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名

- (注) 1. 当社は、2015年9月7日付で1株につき50,000株の割合で株式分割を、2017年9月28日付で2.5株につき1株の割合で株式併合をそれぞれ行っており、当該分割及び併合後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ①本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
 - ②本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - ③本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - ④本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ①新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2019年3月2日までの間に、次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- ①新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2019年8月1日までの間に、次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (a)行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
 - (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本

- 政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥本新株予約権の行使可能な時期及び各時期における数は、下記のとおりとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (a)行使期間の初日～行使期間の初日から1年を経過した日の前日：
割当てられた本新株予約権の数の25%まで
 - (b)行使期間の初日から1年を経過した日～行使期間の初日から2年を経過した日の前日：
割当てられた本新株予約権の数の50%まで
 - (c)行使期間の初日から2年を経過した日～行使期間の初日から3年を経過した日の前日：
割当てられた本新株予約権の数の75%まで
 - (d)行使期間の初日から3年を経過した日～行使期間の初日から4年を経過した日の前日：
上記(a)、(b)、及び(c)に掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割当てられた本新株予約権の数の100%まで

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

回号	第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日	2019年2月20日	2019年9月19日
新株予約権の数	96,000個	23,500個
新株予約権の目的となる株式の種類及び付与数	普通株式 96,000株 (新株予約権1個につき 1株)	普通株式 23,500株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権1個当たり 475円 (1株当たり 475円)	新株予約権1個当たり 475円 (1株当たり 475円)
新株予約権の行使期間	自 2021年2月21日 至 2028年3月29日	自 2021年9月21日 至 2028年3月28日
当社使用人への交付状況	新株予約権の数 64,500個 目的となる株式数 64,500株 交付者数 10名	新株予約権の数 23,500個 目的となる株式数 23,500株 交付者数 16名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ①本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- ②本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ③本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ④本新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年12月31日現在)

氏名	地位	重要な兼職の状況
瀧口 浩平	代表取締役社長	株式会社ワングローブキャピタル 代表取締役
豊田 剛一郎	代表取締役 (医師)	株式会社GIR 代表取締役
石崎 洋輔	取締役	—
平山 宗介	取締役CTO	—
田丸 雄太	取締役	—
河原 亮	取締役CFO	—
高野 秀敏	社外取締役	株式会社キープレイヤーズ 代表取締役 株式会社エージェントセブン 代表取締役
古谷 昇	社外取締役	有限会社ビーグル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 株式会社ジンスホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 ビルコム株式会社 社外取締役 株式会社イノフィス 社外取締役
表 昇平	常勤監査役	—
加藤 啓一	社外監査役	—
蒲地 正英	社外監査役	NPO法人AfriMedico 監事 蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社SOU 社外取締役 株式会社will consulting 代表取締役 千房ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社SOU Technologies 社外取締役

- (注) 1. 2019年9月19日開催の臨時株主総会において、瀧口浩平氏、豊田剛一郎氏、石崎洋輔氏、平山宗介氏、田丸雄太氏、河原亮氏、高野秀敏氏及び古谷昇氏は取締役役に再任され、就任いたしました。
2. 2019年9月19日開催の臨時株主総会において、福島智史氏は任期満了により取締役役を退任いたしました。
3. 2019年9月19日開催の臨時株主総会において、表昇平氏、加藤啓一氏及び蒲地正英氏は監査役に再任され、就任いたしました。
4. 高野秀敏氏、古谷昇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
5. 加藤啓一氏、蒲地正英氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
6. 高野秀敏氏は、大手人材紹介会社での勤務経験、及び自ら設立した株式会社キープレイヤーズにおけるインターネットベンチャー業界をはじめとした複数業界での人材採用コンサルティング業、人材紹介業に関する知見を豊富に有しております。

7. 古谷昇氏は、コンサルティングファームでの経験を活かしつつ、株式会社ドリームインキュベータの創業者の一人として経営をご経験されており、また現在でも複数の有力企業で社外取締役を務められており、企業経営に関する豊富な経験や知見を有しております。
8. 加藤啓一氏は、数多くの事業会社での経理・総務等のコーポレート業務に関連した業務経験、経営経験及び監査役としての経営監視の経験に基づく知見を豊富に有しております。
9. 蒲地正英氏は、税理士及び公認会計士の資格を活かして大手コンサルティングファーム及び自ら設立した税理士法人等において数多くの事業会社に対する経営アドバイスを行ってきた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 当社は、取締役古谷昇氏、監査役加藤啓一氏及び監査役蒲地正英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
11. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	横尾 敏弘	ジョブメドレー事業部長兼ジョブメドレー事業部キャリアサポート部長
執行役員	島 佑介	クリニック事業部長兼クリニック事業部MEDLEY推進グループマネジャー
執行役員	寺町 健	事業推進本部デジタルマーケティング室長兼ジョブメドレー事業部カスタマーサクセス部長
執行役員	加藤 恭輔	組織戦略推進室
執行役員	田中 清	開発部長兼開発部第二開発グループマネジャー
執行役員	田中 大介	クリニック事業部副事業部長兼クリニック事業部パートナーセールsteamリーダー
執行役員	兼松 孝行	内部監査部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役7名 126,420千円（うち社外1名 5,400千円）
 監査役3名 13,800千円（うち社外2名 4,800千円）

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年3月30日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、2016年3月31日開催の定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

2. 取締役の支給員数は、無報酬の取締役2名（社外取締役2名）を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先との関係

社外取締役高野秀敏氏は、株式会社キープレイヤーズの代表取締役、株式会社エージェントセブンの代表取締役を兼務しております。当社とこれらの兼職先の間では、人材の紹介に関する業務委託契約を締結しており、兼職先から紹介を受けた人材を当社が採用する場合は当社にとって利益相反取引に該当することから、当該取引の当社にとっての必要性及び取引条件の合理性を検討の上、会社法に従い取締役会決議による個別承認を行っております。

社外取締役古谷昇氏は、有限会社ビークルの代表取締役、コンビ株式会社、株式会社ジーンズホールディングス、サンバイオ株式会社、ビルコム株式会社及び株式会社イノフィスの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先の間には特別の利害関係はありません。

社外監査役加藤啓一氏は、当社以外の会社との兼職はありません。

社外監査役蒲地正英氏は、NPO法人AfriMedicoの監事、蒲地公認会計士事務所の代表、税理士法人カマチの代表社員、株式会社SOUの社外取締役、株式会社will consultingの代表取締役、千房ホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社SOU Technologiesの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先の間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 高野秀敏	当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席し、企業経営者としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な発言を適宜行っております。
社外取締役 福島智史	2019年9月19日に退任するまで開催された取締役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要かつ的確な発言を適宜行っております。
社外取締役 古谷昇	当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席し、企業経営者としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な発言を適宜行っております。
社外監査役 加藤啓一	当事業年度開催の取締役会21回の全て及び監査役会16回の全てに出席し、事業会社での豊富な実務経験から、議案審議等に必要かつ的確な発言を適宜行っております。
社外監査役 蒲地正英	当事業年度開催の取締役会21回の全て及び監査役会16回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57,820千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	59,320千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- a 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用される「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの取締役及び使用人に対してコンプライアンス体制に関する周知・教育活動を行うとともに、当社のコーポレート本部が中心となって当社コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ロ. 当社グループに適用される内部通報制度を設け、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - ハ. 当社グループの取締役の業務執行が法令・定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役による監査を実施する。監査役は、当社グループの業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう当社の取締役会に勧告し、状況により当社の行為の差止めを請求できる。
 - ニ. 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、当社グループの各部門における法令遵守、財産管理その他の状況を監査し、同規程に従った報告、改善勧告を行う。
 - ホ. 「コンプライアンス規程」に基づき、反社会的勢力との関わりを一切持たず不当な要求を排除することを行動規範とし、これを当社グループの取締役及び使用人に対して周知する。
 - ヘ. 当社グループの取締役及び使用人による法令及び定款その他の社内規程への違反行為については「コンプライアンス規程」及び各種就業規則に基づき懲罰等を含む適正な処分を行う。
- b 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社グループの取締役は、「文書管理規程」に従い、当社グループの取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社グループの取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するためのリスク管理規程を整備し、コーポレート本部管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、網羅的に各部門において把握されたリスク事項に対して、影響、発生可能性に鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。

- . 当社のコーポレート本部が主管部署となり、当社グループの各部門との情報共有及び定期的な協議等を組織横断的に行いリスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程に基づき対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該事態に対して適切かつ迅速に対応する。
 - ハ. リスクマネジメント活動における意思決定はリスク管理規程に基づき組成されるリスク管理委員会において行い、その内容を定期的に取り締役会において報告する。
- d 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社グループの取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - . 当社グループの各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各種権限及び業務の移譲・分掌を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
 - ハ. 当社グループの取締役の職務執行にあたっての必要な決裁等の手続及び職務分担の合理性を検証し、また職務執行に必要な使用人の員数の過不足を把握し、改善を図るために内部監査による体制の把握、検証を行う。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- f 当社グループの取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社グループの取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に説明を求められることができる。
 - . 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- g 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは「内部通報規程」に基づき、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- h 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。
- j その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ. 関係会社管理規程に基づき、コーポレート本部が子会社の管理を行う。
 - ロ. 子会社は、子会社の経営全般に関する重要な事項等について、関係書類をコーポレート本部に提出し、コーポレート本部長は子会社の管掌取締役へ報告するとともに、協議を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は21回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は16回開催いたしました。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、当社では2018年1月24日開催の当社取締役会において、リスク管理規程を新設しました。当該リスク管理規程に基づき、コーポレート本部管掌取締役を委員長とし、各常勤取締役をリスク管理委員とするリスク管理委員会を設立し、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施しております。
- ③ 当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、法務担当部門が開催するコンプライアンス基礎研修を全12回に亘り全社員に対して実施し、情報セキュリティ及びインサイダー取引防止体制に関するeラーニングでの全社研修も実施しており、

社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。また、コンプライアンス体制強化の目的で、2019年8月に内部通報規程を改定し、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。

- ④ 当社では、2018年12月期より専任の内部監査部門を設立しており、当事業年度においても内部監査部が定めた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 2019年3月に完全子会社化した非上場1社を加えた企業集団としての内部統制の構築のため、当該子会社の取締役に当社の取締役2名を就任させた上で、当社のコーポレート本部が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。また、子会社の内部監査についても内部監査計画に基づきこれを実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけております。現在、当社は引き続き成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると判断しております。このことから創業以来配当は実施していません。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主の皆様に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定です。さらに、株価や経営環境の変化に対する機動的な対応や資本政策及び株主に対する利益還元策の一つとして、自己株式の取得も適宜検討してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,755,577	流動負債	1,767,604
現金及び預金	4,477,395	買掛金	1,495
売掛金	241,498	短期借入金	500,000
商品及び製品	211	1年内返済予定の長期借入金	190,256
前払費用	37,192	未払金	557,636
未収収益	3,033	未払費用	44,766
その他	20,241	前受金	149,286
貸倒引当金	△23,995	預り金	81,597
固定資産	638,181	未払法人税等	106,922
有形固定資産	56,007	未払消費税等	105,302
建物	38,911	賞与引当金	1,461
工具、器具及び備品	17,096	返金引当金	8,596
無形固定資産	222,324	採用祝い金引当金	12,987
ソフトウェア	222,324	その他引当金	7,295
投資その他の資産	359,849	固定負債	273,095
敷金	359,717	長期借入金	273,095
その他	131	負債合計	2,040,699
繰延資産	6,729	(純資産の部)	
株式交付費	6,729	株主資本	3,345,857
		資本金	1,011,523
		資本剰余金	2,833,471
		利益剰余金	△499,137
		新株予約権	13,932
		純資産合計	3,359,789
資産合計	5,400,488	負債・純資産合計	5,400,488

連結損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		4,765,312
売 上 原 価			1,551,336
売 上 総 利 益			3,213,975
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,060,816
営 業 業 外 利 益			153,159
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		15	
助 成 金 収 入		13,560	
受 取 和 解 金		29,417	
そ の 他		7,041	50,034
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		6,995	
株 式 交 付 費 償 却		1,583	
上 場 関 連 費 用		15,467	
そ の 他		799	24,845
経 常 利 益			178,347
特 別 損 失			
減 損 損 失		494,489	
固 定 資 産 廃 棄 損		0	494,489
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			316,141
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			65,084
当 期 純 損 失			381,226
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			381,226

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年1月1日残高	50,000	1,144,447	△117,911	—	1,076,536
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	961,523	961,523			1,923,047
自己株式の処分		727,500		475,000	1,202,500
親会社株主に 帰属する当期純損失			△381,226		△381,226
自己株式の取得				△475,000	△475,000
連結会計年度中の変動額合計	961,523	1,689,023	△381,226	—	2,269,320
2019年12月31日残高	1,011,523	2,833,471	△499,137	—	3,345,857

	新株予約権	純資産合計
2019年1月1日残高	13,932	1,090,468
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		1,923,047
自己株式の処分		1,202,500
親会社株主に 帰属する当期純損失		△381,226
自己株式の取得		△475,000
連結会計年度中の変動額合計	—	2,269,320
2019年12月31日残高	13,932	3,359,789

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,740,751	流動負債	1,749,750
現金及び預金	4,457,463	短期借入金	500,000
売掛金	230,841	1年内返済予定の長期借入金	190,256
前払費用	36,229	未払金	552,838
未収収益	3,033	未払費用	42,046
関係会社短期貸付金	39,000	前受金	149,286
その他	20,461	預り金	81,511
貸倒引当金	△46,277	未払法人税等	106,854
固定資産	635,153	未払消費税等	98,076
有形固定資産	54,022	返金引当金	8,596
建物	38,720	採用祝い金引当金	12,987
工具、器具及び備品	15,302	その他引当金	7,295
無形固定資産	222,324	固定負債	273,095
ソフトウェア	222,324	長期借入金	273,095
投資その他の資産	358,805	負債合計	2,022,845
敷金	358,674	(純資産の部)	
関係会社株式	0	株主資本	3,345,857
その他	131	資本金	1,011,523
繰延資産	6,729	資本剰余金	2,833,471
株式交付費	6,729	資本準備金	961,523
		その他資本剰余金	1,871,947
		利益剰余金	△499,137
		その他利益剰余金	△499,137
		繰越利益剰余金	△499,137
		新株予約権	13,932
		純資産合計	3,359,789
資産合計	5,382,634	負債・純資産合計	5,382,634

損益計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額											
売	上		4,685,023										
売	上	原	価	1,505,733									
売	上	総	利	益	3,179,290								
販	費	及	び	一	般	管	理	費	2,996,851				
営	業			利	益				182,438				
営	業	外		収	益								
	受	取		利	息			169					
	助	成	金	収	入			13,560					
	受	取	和	解	金			29,417					
	そ		の		他			8,441	51,588				
営	業	外		費	用								
	支	払		利	息			6,995					
株	式	交	付	費	償			1,583					
上	場	関		連	費			15,467					
貸	倒	引	当	金	繰	入		22,281					
そ			の		他			799	47,127				
経	常			利	益				186,900				
特	別			損	失								
	関	係	会	社	株	式	評	価	損	503,109			
	固	定	資	産	廃	棄		0	503,109				
	税	引	前	当	期	純	損	失	316,209				
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	65,017
	当	期		純	損	失			381,226				

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
2019年1月1日残高	50,000	—	1,144,447	1,144,447	△117,911	△117,911
事業年度中の変動額						
新株の発行	961,523	961,523		961,523		
自己株式の処分			727,500	727,500		
当期純損失					△381,226	△381,226
自己株式の取得						
事業年度中の変動額合計	961,523	961,523	727,500	1,689,023	△381,226	△381,226
2019年12月31日残高	1,011,523	961,523	1,871,947	2,833,471	△499,137	△499,137

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
2019年1月1日残高	—	1,076,536	13,932	1,090,468
事業年度中の変動額				
新株の発行		1,923,047		1,923,047
自己株式の処分	475,000	1,202,500		1,202,500
当期純損失		△381,226		△381,226
自己株式の取得	△475,000	△475,000		△475,000
事業年度中の変動額合計	—	2,269,320	—	2,269,320
2019年12月31日残高	—	3,345,857	13,932	3,359,789

独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

株式会社メドレー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢 部 直 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メドレーの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

株式会社メドレー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢 部 直 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メドレーの2019年1月1日から2019年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

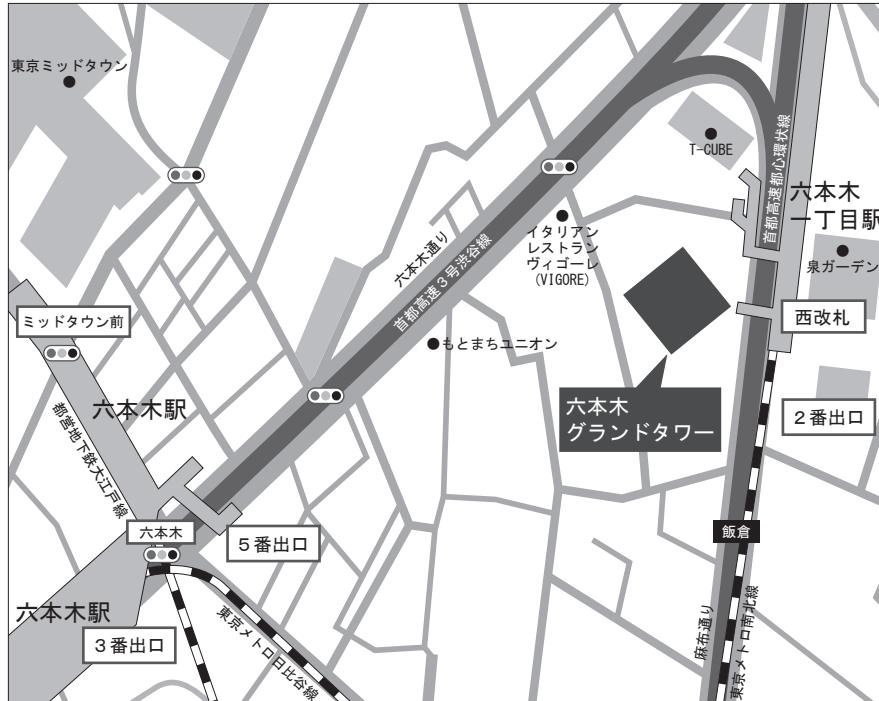
2020年2月26日

株式会社メドレー	監査役会				
常勤監査役	表	昇	平		㊟
社外監査役	加	藤	啓	一	㊟
社外監査役	蒲	地	正	英	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomH・I
電話 03-5793-1191



交通のご案内：地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通
(西改札)

※ベルサール六本木とは異なる建物です。
ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご
来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。